

第4部 第2 資源循環型ごみ処理の推進

I まちづくり指標

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
一人一日あたりの総排出量	743g	727g	725g	減量

ごみの減量化に関する指標です。ごみの発生・排出抑制により、排出されるごみの減量を目指します。ここでは、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみと分別収集や集団回収によって集められるびん、缶、古紙などを合わせた排出物の発生総量を総排出量としています。

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
最終処分場に埋め立てるごみの量	0m ³	0m ³	0m ³	0m ³

最終処分場の負荷軽減を目指す指標です。ごみの減量化・資源化を推進するとともに、焼却灰の資源化、新ごみ処理施設での不燃物残さの熱回収などを行うことで、ごみの埋め立てゼロを維持します。

II 施策・主な事業の体系

◎:主要事業 ※:推進事業

1 計画等の改定と推進

(1)「ごみ処理総合計画2015」の改定と推進	◎ ①「ごみ処理総合計画2015」の改定と推進
(2)新ごみ処理施設の整備	◎ ①新ごみ処理施設の整備と適切な運営

2 ごみの発生・排出抑制

(1)発生・排出抑制施策の拡充	◎ ①発生抑制のための仕組みづくり
	※ ②拡大生産者責任の明確化
	③有機性廃棄物を利用した資源循環事業の推進、検討
	④過剰包装・使い捨て商品の抑制
	⑤事業系ごみの減量・資源化の推進

3 啓発活動の推進

(1)啓発活動の展開	①啓発活動の強化
	②ごみ減量等推進員・地域住民との連携の強化
	③情報提供の充実
	④市民活動の支援
(2)環境学習・消費者教育等の推進	①関係機関・団体等との連携による学習活動の充実

4 リサイクルの推進

(1)リユース施策の拡充	①リユース推進事業の支援
	②リサイクル市民工房の充実
(2)リサイクル施策の拡充	※ ①資源物収集への取り組みの強化充実
	②集団回収の拡充

5 収集・運搬体制の整備

(1)収集・運搬体制の整備	※ ①分別収集の強化充実
	※ ②ごみ出しルール徹底の取り組み
	③ふれあいサポートの充実

6 中間処理の推進

(1)三鷹市環境センターの適切な運営	◎ ①三鷹市環境センターの適切な運営と跡地の有効利用
(2)リサイクルセンターの整備・充実	◎ ①ふじみ衛生組合立リサイクルセンターの整備・更新に向けた検討 ②ごみ質の変化等に対応した適切な処理の推進

7 最終処分場の負荷軽減

(1)最終処分場の延命化	①焼却灰の資源化の推進 ②ごみの減量・資源化の推進
--------------	------------------------------

8 生活環境の維持とまち美化の推進

(1)生活環境の維持とまち美化の推進	※ ①まち美化の推進
--------------------	------------

9 推進体制の整備

(1)推進体制の強化	①市民・関係団体・事業者等との連携強化 ②広域的な連携強化
------------	----------------------------------

Ⅲ 主要事業

1-(1)-① 「ごみ処理総合計画 2015」の改定と推進

持続可能な循環型社会を形成するため、基本となる3R(リデュース、リユース、リサイクル)の考え方を踏まえ、循環資源のリユースやリサイクル、拡大生産者責任の明確化及びごみ処理の効率化等を推進します。また、ごみの減量・資源化のため、「生ごみの水きりの徹底」など、より実践的な方法の提示やごみの発生抑制に向けた、市民、事業者と連携した仕組みづくりを行うなど、「ごみ処理総合計画 2015」を改定・推進します。

1-(2)-① 新ごみ処理施設の整備と適切な運営

新ごみ処理施設については、平成 25 年度の施設稼働に向け、ふじみ衛生組合を事業主体として、新ごみ処理施設建設工事を推進するとともに、環境影響評価事後調査を実施するなど、環境と安全に配慮した施設づくりを進めます。

また、「ふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会」や「ふじみ衛生組合地元協議会」など三鷹市民及び調布市民の意見を踏まえ、安全で効率的な運営を行います。

なお、運営にあたっては、収集品目の統一化や持ち込みごみ処理手数料の見直しなどについて、ふじみ衛生組合及び調布市と協議を進めます。

施設稼働後は、その余熱や発電機能を十分に活かし、新川防災公園・多機能複合施設(仮称)や市民センターでの積極的な活用を図るとともに新ごみ処理施設の環境学習機能及びふれあい機能の拡充を図ります。

2-(1)-① 発生抑制のための仕組みづくり

ごみの発生・排出を抑制するため、市民・事業者・市が連携し、協議を行い、レジ袋削減への取り組み、リサイクル協力店制度の活用方法など発生抑制のための仕組みづくりを検討します。

また、引き続き、ごみ減量等推進員を中心に市民・事業者とともに啓発活動を拡充するとともに、推進員が地域でのごみ減量の先導役として、さらに活躍する場を設定していきます。

6-(1)-① 三鷹市環境センターの適切な運営と跡地の有効利用

新ごみ処理施設稼働まで、必要に応じた維持・補修などを行い、環境マネジメントシステムに基づいた安全で安定的な運営に努めます。また、新ごみ処理施設稼働後は現焼却施設を安全に廃止するとともに、環境センター跡地については、平成 26 年度を目途に市営住宅跡地も含めた利活用等のあり

方について検討します。

6-(2)-① ふじみ衛生組合立リサイクルセンターの整備・更新に向けた検討

リサイクルセンターの安全で安定的な稼働を維持するため、老朽化が進む施設について設備等更新計画を策定し、それに基づき必要な点検・施設改修を行うとともに、ふじみ衛生組合及び調布市と協議を行いながら、建替えを含めた長期的な計画を検討します。

IV 推進事業

2-(1)-② 拡大生産者責任の明確化

ごみの発生抑制・リサイクルの推進を図るため、生産者や販売者に対して、その製品の生産からリサイクル・廃棄まで責任を負うという「拡大生産者責任」を求め、過剰包装や使い捨て商品の生産・販売の抑制、リターナブル容器や詰め替え製品の普及、排出された後も、生産者が引き取り、リサイクルすることなどを要請します。

4-(2)-① 資源物収集への取り組みの強化充実

「ごみ処理総合計画 2015」の改定に伴う、新たなリサイクル率等の目標達成に向け、容器包装リサイクル法に基づいた施策の展開を図ります。特にプラスチック類については、容器包装リサイクル法による資源化をさらに推進するとともに、資源化できないプラスチックについては、熱エネルギーの積極的な有効利用を図るため、新ごみ処理施設で熱回収を行います。また、ごみ質に応じた適切な資源化を推進していきます。

5-(1)-① 分別収集の強化充実

さらなるごみ減量・資源化を推進するため、リサイクルカレンダー、広報みたか、ホームページなどで分別方法や家庭から排出された後のごみの行方などを情報提供することで、分別の重要性を理解してもらい、分別収集の強化充実を図ります。また、現在ステーション収集を行っている空きびん・空き缶について戸別収集を実施します。

5-(1)-② ごみ出しルール徹底の取り組み

収集日や分別ルールを守らない地域、住民に対して直接排出指導を行い、市民、事業者に対し理解と協力を求め、ごみ出しルールの向上を目指します。

8-(1)-① まち美化の推進

市民の快適な生活環境のため、引き続き、まちの美化に対する取り組みを推進します。ごみ減量等推進員とともに、たばこのポイ捨てや不法投棄防止の啓発に努め、マナーやモラルの向上を図ります。三鷹市環境指導員(美化パトロール)による、不法投棄の調査や撤去、ごみの出し方に関する指導などを推進し、さらに道路パトロール・公園パトロールと連携を強化することで、さらなるまちの美化を推進します。また、市民の日常的清掃活動や市とのパートナーシップによるみちパートナーや公園ボランティアの活動も支援していきます。違反広告物撤去活動員と協働し、違反広告物の撤去を進め、まち美観の維持に努めます。

V 関連個別計画

・ごみ処理総合計画 2015(改定)